

沖縄史料編集所紀要 第2号(1977年)

<研究ノート>

明治大正期の泡盛と税制問題

西原文雄

一八八〇年(明治一三)制定の酒造税則により、全国の酒造業者は酒造免許税とともに酒類造石税として、造石高一石につき一類(醸造酒)二円、二類(蒸留酒)三円、三類(再製造酒)四円を課され、その後も増率が行われたが、「旧慣」温存下の沖縄にはこの税則は適用されず、県下の酒造業者は旧慣による焼酎税として、造石高に関係なく、米・麦・粟を原料として醸造する営業者は一軒につき1ヶ月二円、黍を原料とする場合は同じく三銭八厘を負担するのみであった。従って、本土(鹿児島)と沖縄との生産経費の格差は絶大で(鹿児島七、八対沖縄四、七)であり、寄留商人(鹿児島商人)の中には、この本土と沖縄との制度の違いを巧みに利用して沖縄にて焼酎を醸造し、それを鹿児島に移出するのが続出したため、鹿児島産の焼酎を圧迫する勢いになった。このため、鹿児島県の業者および県当局は、一八八四年(明治一七)以来再三、その善処策の樹立を訴え続けていた(『沖縄県史』13、五一八～五三〇ページ)

かくて、一八八八年(明治二一)三月二日に「沖縄県酒類出港税則」(勅令第十二号)が公布された。その第一条には、「沖縄県より酒類を他府県へ輸出するときは出港税として酒類壹石に付金三円を賦課す」とあり、同年の一〇月一日から施行された。

一八九六年(明治二九年)三月二七日には「酒造税法」が公布されたが、この税法もまた沖縄県等(東京府管下小笠原島伊豆七島)には適用されず、かわりに該税法の公布と同時に「沖縄県酒類出港税則」が改正され(同年一〇月一日施行)、出港税率は一石に付き第一種(清酒・白酒・味淋)は六円、第二種(濁酒)五円、第三種(焼酎・酒精)七円と一挙に約二倍に急騰した(泡盛は第三種に相当)。しかし、この税率は、「酒造税法」中の造石税率より三種ともそれぞれ一円ずつ低くなっていた。その後、造石税は幾度か課税標準と税率の改正が行なわれたが、そのつど沖縄県酒類出港税もまた全く同じように改正された。以下に『法令全書』および『明治大正財政史』第八巻をもとに、沖縄県酒類出港税の税率の変遷を概観しよう(表中○印を付した所は泡盛の属する分類を示し、税額は各一石あたりのものを示す。)

法律二十八号 明治 31・12・27 公布 明治 32・1・1 施行

第一種	清酒・濁酒・白酒・味淋	一二円
○第二種	焼酎・酒精	一三円
第三種	混成酒	一三円

法律第九号 明治 34・3・30 公布 10・1 施行

第一種	清酒・濁酒・白酒・味淋	一五円
○第二種	焼酎	一六円

法律第三号 明治 37・43・1 公布、施行

- 第一種 } 定率以外に各一石に付五〇銭増徴
○ 第二種 }

酒精分は二十度以上の清酒・濁酒・白酒・味淋及酒精分四十五度以上の焼酎(「酒造税法」でいう第三種に相当)に対しては、酒精分一度毎に二銭五厘の増徴

これらの増徴は「非常特別税法」による臨時の増収で、明治四一年三月一六日には廃止された。

法律第一号 明治 38・1・1 公布、施行

- 第一種 } 一石につき一円五〇銭の増徴
○ 第二種 }
第三種 酒精分一度ごとに七銭五厘の増徴

これらの増徴もまた「非常特別税法」の改正にともなう臨時の増徴で、明治四一年三月一六日に廃止された。

法律第一号 明治 38・1・1 公布、施行

- | | | | | |
|--------|---|-------|--|---------------|
| (旧第三種) | { | 第一種 | 酒精分・二十度以下の清酒・濁酒・白酒・
味淋及酒精分三十度以下の焼酎 | 一五円 |
| | | 第二種 | 酒精分二十五度以下の焼酎 | 一八円 |
| | | 第三種 | 同四十度以下の焼酎 | 二〇円 |
| | | ○ 第四種 | 同四十五度以下の焼酎 | 二三円 |
| | | 第五種 | 酒精分三十度を越える清酒・
(旧第三種) 濁酒・白酒・味淋及酒精分四十五度を越える焼酎 | 酒精分1度
毎に一円 |

法律第十八号 明治 41・3・16 公布、施行

- | | | |
|-------|--|---------------|
| 第一種 | 酒精分二十度以下の清酒・濁酒・白酒
酒精分三十度以下の味淋。焼酎 | 二〇円 |
| 第二種 | 酒精分三十五度以下の焼酎 | 二五円 |
| 第三種 | 同四十度以下の焼酎 | 三〇円 |
| ○ 第四種 | 同四十五度以下の焼酎 | 三五円 |
| 第五種 | 酒精分二十度を越える清酒・濁酒・白酒
酒精分三十度を越える味淋及酒精分四十五度を越える焼酎 | 酒精分1度
毎に一円 |

法律第二十四号

(「沖縄県及東京府小笠原島伊豆七島に於ける酒造税に関する法律」)

明治 41・3・27 公布 10・1 施行

第一条 沖縄県及東京府小笠原島伊豆七島に於ては酒造税法第四条に依る酒造税は当分其の（ の各々の・・・引用者）三分の一とす

第三条 旧慣に依る沖縄県酒造免許税は自今之を徴収せず

法律第二十五号（「沖縄県酒類出港税則中改正法律案」）

明治 41・3・27 公布 10・1 施行

第一条中「（酒造税法）第四条の税率に依り」を「（酒造税法）」第四条に依る造税法）第四条に依る造石税の三分の二の」に改む（カッコ内は引用者による）

（沖縄や小笠原等の酒造業者の負担する造石税・・・全国の他地域の業者の負担する造石税率の三分の一・・・）の税率と、（沖縄県酒類出港税）の税率を加えると、「酒造税法」第四条の税率（全国の酒造業者が負担する造石税の税率）と同じになる。

法律第六号（「酒造税法中改正法律」） 大正 7・3・24 公布 4・1 施行

第一種 酒精分二十度以下の濁酒 二〇円

第二種 酒精分二十五度以下の清酒・白酒 二三円
及酒精分三十度以下の味淋・焼酎

第三種 酒精分三十五度以下の焼酎 二九円

第四種 同四十度以下の焼酎 三五円

第五種 同四十五度以下の焼酎 四一円

第六種 酒精分二十度を越える濁酒・酒精分二十五度を
越える清酒・白酒・酒精分三十度を越える味淋 四一円
及酒精分四十五度を越える焼酎

法律第十四号（「酒造税法中改正法律」） 大正 9・7・31 公布 8・1 施行

第一種 酒精分二十三度以下の濁酒 三〇円

第二種 酒精分二十三度以下の清酒・白酒 三三円
及酒精分三十度以下の味淋・焼酎

○ 第三種 酒精分二十度を越え 前号の金額に酒精分三十度を越える
四十五度以下の焼酎 一度毎に一元二五銭を加えた金額

第四種 酒精分二十三度を越える清酒・濁酒・白酒 酒精分一度毎に一元五〇銭
酒精分三十度を越える味淋及酒精分四十五度を越える焼酎

法律第十七号（明治四十一年法律第二十四号・・・「沖縄県及東京府小笠原島伊豆七島に於ける酒造税に関する法律」・・・中改正法律）大正 9・7・31 公布 8・1 施行

明治四十一年法律第二十四号中の左を通改正す

第一条中「沖縄県及」を削る

付則

沖縄県酒類出港税則は之を廃止す

参照

この改正の結果、酒造出港税が廃止されたかわりに、沖縄県内の業者に対する造石税の税率は全国のそれと同一になった。

法律第十四号（「酒造税法中改正法律」）大正 15・3・27 公布 4・1 施行

第一種 酒精分二十三度以下の濁酒 三六円

第二種 酒精分二十三度以下の清酒・白酒 四〇円

及酒精分三十度以下の味淋・焼酎

○ 第三種 酒精分二十度を越え四十五度以下の焼酎 前号の金額に酒精分三十度を越える
一度毎に一元五〇銭を超えた金額

第四種 酒精分二十三度を越える清酒・濁酒・ 酒精分一度毎に

白酒、酒精分三十度を越える味淋及 一元八〇銭

酒精分四十五度を越える焼酎

付則

沖縄県に於て製造する酒類に付ては当分の内仍従前の例に依る

沖縄県に於て製造したる酒類を帝国内の他の地方へ移出するときは其造石税
と本法に規定する造石税との差額との税率に依り出港税を課す

この改正の結果、再び「（沖縄県酒類）出港税」が課されることとなった。

以上、「酒造税法」中の造石税の税率改正に伴う沖縄県酒類出港税の税率の変遷を記したが、このほかにも、「沖縄県酒類出港税則」の改正が何回も行なわれている。すなわち、主なものだけでも、従来「沖縄県内に於て製造したる酒類を帝国内の他の地方に移出するときは其の石数に応じ下の割合を以て出港税を課す（明治三十一年一月二七日公布の「法律第二十八条」の第一条）の「他の地方に移出するきは」の次の明治三十七年三月三十一日公布の「法律第六号」では「旅客の携帯品たると否とを問わず」が加えられ、制限がより厳しくなっている。また、同法（「法律第六号」）の第二条で「命令を以て定める港湾に由るに非れば沖縄県に於いて製造したる清酒、濁酒、白酒、味淋又は焼酎を帝国内の他の地方に移出することを得す」と規定し、那覇港一港に限定している（明治三十七年四月一日公布・施行の「大蔵省令第七号」・・・「沖縄県酒類出港税則施行細則中改正」・・・）さらに、従来、「酒造税法」による造石税の税率の改正に伴い、沖縄県酒類出港税の増徴のたびにそのつど「沖縄県酒類出港税則」も改正していたが、明治三十八年一月一日公布の「法律第六号」で「沖縄県酒類出港税則」第一条を「沖縄県内に於いて製造したる清酒、濁酒、白酒、味淋又は焼酎を帝国内の他の地方へ移出するときは旅客の携帯品たると否とを問わず其の石数に応じ酒造税法第四条の税率に依り出港税を課す」（傍点引用者）と改正し、「酒税税法」第四条の造石

税の税改正が行なわれたら、沖縄酒類出港税もまた自動的に改正されるような仕組みに切りかえたのである。そして、さきにもみたように、明治四一年一〇月一日より、沖縄県等にも「酒造税法」(税率は全国の三分の一ではあった)が適用され、大正九年八月一日からは全国と同率の造石税を課せることとなった(→沖縄県酒類出港税の廃止。もっとも大正一五年には出港税が再び設けられることになったが)。

ところで、沖縄県酒類出港税や造石税などの酒類税は、沖縄の泡盛業にどう影響したであろうか。次表は泡盛の生産・移出状況を示したものである。一見して特徴的なことは、明治二〇年以降順調に伸びてきた泡盛の移出高は明治三六～明治四〇年にかけてピークに達するとともに、以後急速に低落し、大正八年ころからややもち直しの兆をみせはじめることである。若干の起伏はあるが、生産高も移出高の動きとほぼ同じような経過をたどるが、明治四一年～大正七年の移出高ほど急激な抵抗はみられない。醸造戸数についていえば、概して時期が下るにつれて漸減傾向にあることが指摘できよう。

では、明治末期から大正初期における泡盛移出不振の原因は何であろうか。それについて、新崎寛綽は「泡盛県外輸出の今昔」(「琉球新報」大正四・六・九～一四)の中で、不振に陥った原因として次の五点を上げている。

- 一、東京及び九州各県(主に宮崎、鹿児島)に於て焼酎業の発展したる為め泡盛の販路が一部蚕食されたり
- 二、泡盛の風味が漸次其需要者に賞讃され其信用を保ち得んとしたるに際し他の品位劣等の焼酎を混和販売したるが為め其信用を漸次失墜せんとす
- 三、県外に輸出する泡盛の品位一定せざる傾向あり
- 四、税率改正後本県泡盛の県外輸出は他県のそれに比し不利益なり
- 五、砂糖輸出季の際には各汽船会社に於て泡盛の積載を好まざる弊あり

上のうち、第四の事がらは新崎のとくに重視する点で、税制上本県が非常に不利な立場に立たされている、とする。というのは、この時期の、造石税は四期にわけて納税できたのに対して、沖縄県酒類出港税は移出する際に即納しなければならず、そのために小醸造業者は資金繰りに難渉し、本土からの注文に十分対応しえないとする。すでに一九一一年(明治四四)の九月から一〇月にかけて、酒造組合は原料米の戻税および出港税納付制度の改正について主務省へ請願を試みる動きがあったが、その際出港税納付制度の改正を請願する理由の要点は「現今泡盛の県外輸出に対しては其都度一石に付き二十三円三十銭余の出港税を徴収しつつ、あり然るに泡盛の原価は造石税を差引く時は僅かに十九円内外に過ぎず、さなきだに資本の欠乏に苦しみつつ、ある本県の酒造業者が二十円内外の商品に対して二十三円以上の税金を即納して其製品を県外に輸出せん事は資力の及ぶ所あらざるを以て出港税か今日の如き即納制度を継続する間は当業者自身に輸出を営む事は到底望み得可らざる所なれば出港税の即納制

度を改め造石税と同様一定の担保を提供せしめ納期を定めて税金を徴収する事に改正せられたきものなり」(『琉球新報』明治四四年九月二七日付)であった。

また第五の砂糖輸出期(二月より翌月五月)に泡盛輸送が忌避されるのは、輸送にあたって泡盛壺はせいぜい二段しか積み上げることができないために、他の貨物に比してより大きな積載面積を要するからである、という。

新崎が指摘した五つの点は、泡盛の移出不振の原因としていずれも妥当な見解とは思われるが、このほかにも泡盛不振の原因としては、他県産の焼酎に比べて泡盛の価値が割高となっていることをあげなければならない。すなわち、泡盛の原料となる米は外国や県外から輸移入していたが、その輸送費と、泡盛を移出する際の輸送費とが二重にかかるため、その分だけでも割高になっていた。県経済発展のネックとみられた沖縄と本土間の輸送問題は、ここでも大きな比重を占めていた。また、国内米穀を保護するために、外国米に高率の穀物関税をかけていたので、その原料の多くを唐米の依存する泡盛にとって、これもまた他県産の焼酎に比べて高くつく要因になった。従って、明治四〇年代に酒造組合など当路者の間から原料米戻要求の声があがったのもけだし当然であった。さらに、「酒造税法」が改正されるごとに次第に酒精分の高いものほど増税幅が高くなっていて、泡盛の「造石税」(造石税+出港税)は清酒等のその約一、五倍~二倍にまで高まっていたこともまた、泡盛の移出不振の原因として見逃してはならないであろう。

泡盛の移出状況・・・・・・別ファイル「泡盛の移出状況」に保存